



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成28年4月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第27条に基づき橋処理センター整備事業に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市 川崎市長 福田 紀彦
	指定開発行為の名称	橋処理センター整備事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 廃棄物処理施設の新設（第1種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区新作1丁目1787番3ほか
	指定開発行為の目的	廃棄物処理施設の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約24,500㎡（準工業地域、準住居地域） 建築面積：約12,700㎡ 処理能力 ごみ焼却処理施設（600t/24時間） ミックスペーパー資源化処理施設（45t/5時間）
	指定開発行為の施行期間	着手年月：平成28年10月 完了予定：平成34年9月
	環境影響評価の手続経過	平成26年 4月14日：条例環境影響評価方法書公告 平成27年 6月15日：条例環境影響評価準備書公告 平成27年 9月10日：条例見解書公告 平成28年 3月 2日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成28年4月21日（木）から平成28年5月20日（金） 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。 ただし、高津区役所及び宮前区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて当該評価書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所及び本庁（第3庁舎15階 環境局環境評価室）
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156